

区域外就学許可基準（平成 18 年 12 月 1 日）

1．栗東市外に住民登録されている児童生徒が 栗東市立小中学校に通学する場合

指定校を変更できる理由		最長許可期間	申請に必要な添付書類
1	転出 転出により指定校が変更になるが、引き続き従来校に就学を希望する場合	小学校 1～5 年 中学校 1・2 年 ・・・学期末まで 小学校 6 年 中学校 3 年 ・・・卒業まで	
2	転入予定 栗東市内に転入することが明らかであり、あらかじめ転入予定先の学校へ就学を希望する場合	転居予定日まで	不動産売買契約書、賃貸契約書等の写し
3	一時的転居 住居の新築・増改築のため一時的に栗東市外に転出する場合で、その転居期間中、従来校への就学を希望する場合	住居完成（転居）予定日まで	不動産売買契約書、賃貸契約書等の写し
4	兄弟姉妹 現在、兄弟姉妹が区域外就学の許可を受けており、その認定されている学校への就学を希望する場合	兄弟姉妹の区域外就学許可期間に準ずる	
5	その他 その他、特別な教育的配慮が必要で、指定校以外の学校に就学を希望する場合	年度末まで	

- ・ 上記いずれの理由においても、**通学の安全が保護者の責任において守られること**が条件です。
- ・ 申請は年度ごととなります。

2．栗東市に住民登録されている児童生徒が 市外の小中学校へ通学を希望する場合 就学を希望する学校を管轄する教育委員会にご相談ください。